

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者  
基 準 確 認 シ ー ト  
(令和3年4月改定基準)

指定訪問リハビリテーション

指定介護予防訪問リハビリテーション

事業所名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

記入年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日



## 基準確認シートについて

### 1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

### 2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- ⑤ この基準確認シートは、指定訪問リハビリテーション事業の運営基準等を基に作成していますが、指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防訪問リハビリテーション事業についても指定訪問リハビリテーション事業の運営基準等に準じて（「指定訪問リハビリテーション」を「指定介護予防訪問リハビリテーション」に読み替えて）基準の確認を行ってください。  
なお、網掛け部分については、指定介護予防訪問リハビリテーション事業独自の運営基準です。

「根拠法令」の欄は、次の事項を参照してください。

- |            |  |
|------------|--|
| ・「法」       | 介護保険法（平成9年法律第123号）   |
| ・「施行令」     | 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）   |
| ・「施行規則」    | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）   |
| ・「平11老企25」 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について<br>（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ・「条例」      | さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例<br>（平成24年さいたま市条例第68号）             |
| ・「予防条例」    | さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する<br>条例（平成24年さいたま市条例第69号）           |

## 電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ当により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

## 基準確認シート目次

第1	基本方針	1
第2	人員に関する基準	1
第3	設備に関する基準	2
第4	運営に関する基準	2
第5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	16
第6	変更の届出等	19
第7	その他	19

項 目	確 認 事 項	根拠法令
第1 基本方針	<p>○ 指定訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	法73条第1項 条例第71条
	<p>○ 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	法第115条の3 予防条例第70条
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数	<p>① 事業所ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数の常勤の医師を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（石に津いて介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限り。）と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えありません。</p>	条例第72条第1項、第2項 平11老企25 第3の四の1①
	<p>※ 指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件として足るものです。また、指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限り。）と併設されている事業所において、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件として足るものです。</p>	
	<p>② 事業所ごとに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1以上置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第72条第1項 平11老企25 第3の四の1②
2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業の人員基準	<p>○ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問リハビリテーション事業における人員に関する基準を満たすことをもって、指定介護予防訪問リハビリテーション事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	予防条例第71条 第2項

<p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 設備及び備品等の要件</p>	<p>○ 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 指定訪問リハビリテーション事業所については、  ア 病院、診療所、介護老人保健施設又介護療養院であること  イ 指定訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さ（利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース）を有する専用の区画を設けていること  なお、業務に支障がないときは、指定訪問リハビリテーションの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする  ウ 指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えていること  が要件となっています。</p> <p>※ 設備及び備品等については、当該病院、診療所、介護老人保健施設又介護療養院における診療用に備え付けられたものを使用することができます。</p>	<p>条例第73条第1項</p> <p>平11老企25 第3の四の2(1)</p> <p>平11老企25 第3の四の2(2)</p>
<p>2 指定介護予防訪問リハビリテーションの設備に関する基準</p>	<p>○ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問リハビリテーション事業の設備に関する基準を満たすことをもって、指定介護予防訪問リハビリテーション事業の設備に関する基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	<p>予防条例第72条第2項</p>
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 提供の開始に当たっての説明及び同意</p>	<p>① 指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次の項目です。  ア 運営規程の概要  イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制  ウ 事故発生時の対応  エ 苦情処理の体制 等</p> <p>② わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 当該同意については、利用者及び指定訪問リハビリテーション事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。</p>	<p>条例第80条(第9条第1項準用)  予防条例第76条(第9条第1項準用)</p> <p>平11老企25 第3の四の3(8) (第3の一の3(2)準用)</p> <p>平11老企25 第3の四の3(8) (第3の一の3(2)準用)</p>

2 提供拒否の禁止	<p>○ 正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <p>※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。</p> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。</p> <p>ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない場合</p> <p>イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>ウ その他利用申込者に対し、自ら適切な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難な場合</p>	<p>条例第80条(第10条準用)</p> <p>予防条例第76条(第10条準用)</p> <p>平11老企25第3の四の3(8)(第3の一の3(3)準用)</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>○ 通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に自ら適切な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問リハビリテーション事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第80条(第11条準用)</p> <p>予防条例第76条(第11条準用)</p>
4 受給資格等の確認	<p>① 指定訪問リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第80条(第12条第1項準用)</p> <p>予防条例第76条(第12条第1項準用)</p>
	<p>② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問リハビリテーションを提供するように努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第80条(第12条第1項準用)</p> <p>予防条例第76条(第12条第2項準用)</p>
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>① 指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第80条(第13条第1項準用)</p> <p>予防条例第76条(第13条第1項準用)</p>
	<p>② 居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第80条(第13条第2項準用)</p> <p>予防条例第76条(第13条第2項準用)</p>
6 心身の状況等の把握	<p>○ 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第80条(第14条準用)</p> <p>予防条例第76条(第14条準用)</p>

7 居宅介護支援事業者等との連携	① 指定訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 いる ・ いない	条例第80条(第60条第1項準用) 予防条例第76条(第60条第1項準用)
	② 指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 いる ・ いない	条例第80条(第60条第2項準用) 予防条例第76条(第60条第2項準用)
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	○ 利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 いる ・ いない	条例第80条(第16条準用) 予防条例第76条(第16条準用) 法第41条第6項施行規則第64条
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	○ 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問リハビリテーションを提供していますか。 いる ・ いない	条例第80条(第17条準用) 予防条例第76条(第17条準用)
10 居宅サービス計画等の変更の援助	○ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 いる ・ いない  ※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合には、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければなりません。	条例第80条(第18条準用) 予防条例第76条(第18条準用)  平11老企25第3の四の3(8)(第3の一の3(8)準用)
11 身分を証する書類の携行	○ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 いる ・ いない  ※ 身分を証する書類(身分を明らかにする証書や名札等)には、当該指定訪問リハビリテーション事業所の名称、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	条例第80条(第19条準用) 予防条例第76条(第19条準用)  平11老企25第3の四の3(8)(第3の一の3(9)準用)
12 サービスの提供の記録	① 指定訪問リハビリテーションを提供した際には、当該指定訪問リハビリテーションの提供日及び内容、居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 いる ・ いない	条例第80条(第20条第1項準用) 予防条例第76条(第20条第1項準用)



	<p>② 指定訪問リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 当該指定訪問リハビリテーションの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。</p>	<p>条例第80条(第20条第2項準用) 予防条例第76条(第20条第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の四の3(8) (第3の一の3(10)準用)</p>
<p>13 利用料等の受領</p>	<p>① 法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 法定代理受領サービスとして提供される指定訪問リハビリテーションについての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割(法の規定により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければなりません。</p>	<p>条例第74条第1項 予防条例第73条第1項</p> <p>平11老企25 第3の四の3(1) (第3の三の3(2)、第3の一の3(11)①参照)</p>
	<p>② 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである指定訪問リハビリテーションに係る費用の額と、医療保険給付又は訪問看護療養費の対象となる健康保険法上の指定訪問リハビリテーションの費用の額との間に不合理な差額を設けてはなりません。</p> <p>※ 介護保険給付、医療保険給付又は老人訪問看護療養費の給付対象となる訪問リハビリテーションと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>ア 利用者、当該事業が指定訪問リハビリテーションの事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問リハビリテーション事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ウ 会計が指定訪問リハビリテーションの事業の会計と区分されていること。</p>	<p>条例第74条第2項 予防条例第73条第2項</p> <p>平11老企25 第3の四の3(1) (第3の三の3(2)②参照)</p> <p>平11老企25 第3の四の3(1) (第3の三の3(2)、第3の一の3(11)②参照)</p>

	<p>③ ①及び②のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額（移動に要する実費）の支払を利用者から受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。</p>	<p>条例第74条第3項          予防条例第73条第3項          平11老企25          第3の四の3(1)          (第3の三の3(2)、第3の一の3(1)(3))</p>
	<p>④ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第74条第4項          予防条例第73条第4項</p>
	<p>⑤ 指定訪問リハビリテーションの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を発行していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法第41条第8項</p>
	<p>⑥ ⑤の領収証に、指定訪問リハビリテーションについて利用者から支払を受けた額のうち、法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問リハビリテーションに要した費用の額とする。）及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>施行規則第65条</p>
14 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>○ 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第80条(第22条準用)          予防条例第76条(第22条準用)</p>
15 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針	<p>① 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第75条第1項</p>
	<p>② 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第75条第2項</p>
16 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針	<p>① 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第76条第1号</p>

<p>※ 指定訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治の医師との密接な連携のもとに訪問リハビリテーション計画に沿って行うこととしたものです。</p>	<p>平11老企25 第3の四の3(2) ①</p>
<p>② 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行ってください。</p>	<p>条例第76条第3号</p> <p>平11老企25 第3の四の3(2) ④</p>
<p>③ 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術を持って対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積むことを定めたものです。</p> <p>※ 指定訪問リハビリテーションを行った際には、速やかに、指定訪問リハビリテーションを実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した指定訪問リハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録してください。</p>	<p>条例第76条第3号</p> <p>平11老企25 第3の四の3(2) ⑤⑥</p>
<p>④ それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定訪問リハビリテーションの提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画の修正を行い改善を図る等に努めなければなりません。</p>	<p>条例第76条第4号</p> <p>平11老企25 第3の四の3(2) ③</p>
<p>⑤ 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（77条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第128条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条23項に規定する指定居宅サービス等をいう。)をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第76条第5号</p>

	<p>※ リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等としてください。</p> <p>※ 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めてください。</p> <p>なお、リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものですが、家庭内暴力等によりその参加がのぞましくない場合は、必ずしもその参加を求めるものではありません。</p> <p>また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ってください。</p> <p>※ リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。</p>	<p>平11老企25 第3の四の3(2) ⑧</p>
<p>17 訪問リハビリテーション計画の作成</p>	<p>① 医師及び理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 訪問リハビリテーション計画は、指定訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、利用者ごとに、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて作成することとしたものです。</p> <p>利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載してください。</p> <p>※ 訪問リハビリテーション計画の作成にあたっては①が原則ですが、指定訪問リハビリテーション事業所とは別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている患者であって、例外として、当該事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の医師から情報の提供を受けて、当該情報をもとに訪問リハビリテーション計画を作成しても差し支えないものとします。</p>	<p>条例第77条第1項</p> <p>平11老企25 第3の四の3(3) ①②</p>
	<p>② 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 訪問リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p>	<p>条例第77条第2項</p> <p>平11老企25 第3の四の3(3) ④</p>
	<p>④ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p>	<p>条例第77条第3項</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 訪問リハビリテーション計画の目標や内容について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。</p>	平11老企25 第3の四の3(3) ③
	<p>⑤ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第77条第4項
	<p>⑥ 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第124条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第128条第1項から第4項まで規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができます。</p> <p>※ 当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえ、たとえば、共通の目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な情報提供内容等を1つの計画として分かりやすく記載するよう留意してください。</p> <p>※ 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、条例第76条第4号に規定する診療録を一括して管理しても差支えありません。</p>	<p>条例第77条第5項</p> <p>平11老企25 第3の四の3(3) ⑥</p> <p>第3の四の3(3) ⑦</p>
18 利用者に関する市町村への通知	<p>① 利用者が正当な理由なしに指定訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第80条(第27条第1項準用) 予防条例第76条(第24条第1項準用)</p>
	<p>② 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第80条(第27条第2項準用) 予防条例第76条(第24条第2項準用)</p>
19 管理者の責務	<p>① 管理者は、従業者の管理及び指定訪問リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第80条(第51条第1項準用) 予防条例第76条(第49条第1項準用)</p>
	<p>② 管理者は、従業者に指定訪問リハビリテーションの事業の運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第80条(第51条第2項準用) 予防条例第76条(第49条第2項準用)</p>

20 運営規程	<p>○ 指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 運営規程には、次の事項を定めるものとします。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針  イ 従業者の職種、員数及び職務の内容  ウ 営業日及び営業時間  エ 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額</p> <p>※ 「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定訪問リハビリテーションに係る利用料（1割負担）及び法定代理受領サービスでない指定訪問リハビリテーションの利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定してください。</p> <p>オ 通常の事業の実施地域</p> <p>※ 客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。</p> <p>カ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p> <p>キ その他運営に関する重要事項</p>	<p>条例第78条 予防条例第74条</p> <p>平11老企25 第3の四の3(5) (第3の一の3(19))</p>
21 勤務体制の確保等	<p>① 利用者に対し適切な指定訪問リハビリテーションを提供できるよう、事業所ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定訪問リハビリテーションに従事する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を明確にするとともに、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしてください。</p> <p>なお、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者であってはなりません。</p> <p>② 事業所ごとに、当該指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって指定訪問リハビリテーションを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 当該指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士を指します。</p> <p>③ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第80条(第32条第1項準用) 予防条例第76条(第29条第1項準用)</p> <p>平11老企25 第3の四の3(8) (第3の一の3(21)①)</p> <p>条例第80条(第32条第2項準用) 予防条例第76条(第29条第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の四の3(8) (第3の一の3(21)②)</p> <p>条例第80条(第32条第3項準用) 予防条例第76条(第29条第3項準用)</p>

	<p>④ 適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。</p> <p>特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>※ 事業主が講じることが望ましい取組としては、</p> <p>ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</a></p>	<p>条例第80条(第32条第4項準用) 予防条例第76条(第29条第4項準用)</p> <p>平11老企25 第3の四の3(8) (第3の一の3(21)④)</p>
<p>22 業務継続計画の策定等 ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p style="margin-left: 20px;">a 平時からの備え</p> <p style="margin-left: 20px;">b 初動対応</p> <p style="margin-left: 20px;">c 感染拡大防止体制の確立</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p style="margin-left: 20px;">a 平常時の対応</p> <p style="margin-left: 20px;">b 緊急時の対応</p> <p style="margin-left: 20px;">c 他施設及び地域との連携</p>	<p>条例第80条(第32条の2第1項準用) 予防条例第76条(第50条の2の2第1項準用)</p> <p>平11老企25 第3の四の3(4) (第3の二の3(7)②)</p>

	<p>② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 研修は、新規採用時には別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p>	<p>条例第80条(第32条の2第2項準用)          予防条例第76条(第50条の2の2第2項準用)          平11老企25          第3の四の3(4)          (第3の二の3(7)③④)</p>
	<p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第80条(第32条の2第3項準用)          予防条例第76条(第50条の2の2第3項準用)</p>
23 衛生管理等	<p>① 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 特に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が感染源となることを予防し、また理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要があります。</p>	<p>条例第80条(第33条第1項準用)          予防条例第76条(第30条第1項準用)          平11老企25          第3の四の3(5)(第3の二の3(8)①、第3の一の3(23)①参照)</p>
	<p>② 指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第80条(第33条第2項準用)          予防条例第76条(第30条第2項準用)</p>
	<p>③ 指定訪問リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>ア 指定訪問リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 指定訪問リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>※ 指針には、平常時の対応策及び発生時の対応を規定してください。</p> <p>ウ 指定訪問リハビリテーション事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施すること。</p> <p>※ 研修は、新規採用時にも実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。</p> <p>※ 訓練は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を含めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割</p>	<p>条例第80条(第33条第3項準用)          予防条例第76条(第30条第3項準用)</p> <p>平11老企25          第3の四の3(5)(第3の二の3(8)②ロ)</p> <p>平11老企25          第3の四の3(5)(第3の二の3(8)②ハ)</p>



	<p>分担の確認や、感染対策をしたうえでのケアの演習などを実施するものとします。</p> <p>※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	
24 掲示	<p>○ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で指定訪問リハビリテーション事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。</p>	<p>条例第80条(第34条準用) 予防条例第76条(第31条準用)</p> <p>平11老企25 第3の四の3(8) (第3の一の3(24)②)</p>
25 秘密保持等	<p>① 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例第80条(第35条第1項準用) 予防条例第76条(第32条第1項準用)</p>
	<p>② 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 具体的には、訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士その他の従業員が、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。</p>	<p>条例第80条(第35条第2項準用) 予防条例第76条(第32条第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の4の3(8) (第3の一の3(25)②準用)</p>
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。</p>	<p>条例第80条(第35条第3項準用) 予防条例第76条(第32条第3項準用)</p> <p>平11老企25 第3の四の3(8) (第3の一の3(25)③準用)</p>
	<p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス</p>
26 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>○ 居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例第80条(第37条準用) 予防条例第76条(第37条準用)</p>

27 苦情処理	<p>① 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等です。</p>	<p>条例第80条(第38条第1項準用)  予防条例第76条(第35条第1項準用)  平11老企25第3の四の3(8)(第3の一の3(28)①準用)</p>
	<p>② 利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者及びその家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものです。  また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p>	<p>条例第80条(第38条第2項準用)  予防条例第76条(第35条第2項準用)  平11老企25第3の四の3(8)(第3の一の3(28)②準用)</p>
	<p>③ 提供した指定訪問リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第80条(第38条第3項準用)  予防条例第76条(第35条第3項準用)</p>
	<p>④ 市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第80条(第38条第4項準用)  予防条例第76条(第35条第4項準用)</p>
	<p>⑤ 提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第80条(第38条第5項準用)  予防条例第76条(第35条第5項準用)</p>
	<p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第80条(第38条第6項準用)  予防条例第76条(第35条第6項準用)</p>
28 地域との連携等	<p>① 事業の運営に当たっては、提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第80条(第39条第1項準用)  予防条例第76条(第36条第1項準用)</p>

	<p>※ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。</p> <p>② 指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問リハビリテーションの提供を行うよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定訪問リハビリテーション事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問リハビリテーションを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。</p>	<p>平11老企25 第3の四の3(8) (第3の一の3 (29)①)</p> <p>条例第80条(第39 条第2項準用) 予防条例第76条 (第36条第2項 準用)</p> <p>平11老企25 第3の四の3(8) (第3の一の3 (29)②)</p>
<p>29 事故発生時の 対応</p>	<p>① 利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、その完結の日から5年間保存してください。</p> <p>③ 利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ ①～③のほか、次の点に留意してください。</p> <p>ア 利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>イ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>ウ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>	<p>条例第80条(第40 条第1項準用) 予防条例第76条 (第37条第1項 準用)</p> <p>条例第80条(第40 条第2項準用) 予防条例第76条 (第37条第2項 準用)</p> <p>条例第88条第2 項第5号 予防条例第75条 第2項第5号</p> <p>条例第80条(第40 条第3項準用) 予防条例第76条 (第37条第3項 準用)</p> <p>平11老企25 第3の四の3(8) (第3の一の3 (30))</p>
<p>30 虐待の防止 ※ 令和6年3月31日 までは努力義務です。</p>	<p>○ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第80条(第 40条の2準用)</p>

	<p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。</p> <p>エ ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	
31 会計の区分	<p>① 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例第80条(第41条準用) 予防条例第76条(第38条準用)</p>
	<p>② 会計処理は、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(平成12年3月10日老計第8号)」及び「介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発18号)」を参考として適切に行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>平11老企25 第3の四の3(8) (第3の一の3(32))</p>
32 記録の整備	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例第79条第1項 予防条例第75条第1項</p>
	<p>② 利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保管してください。</p> <p>ア 訪問リハビリテーション計画</p> <p>イ 提供した具体的なサービス内容等の記録</p> <p>ウ 基準第83条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 苦情の内容等の記録</p> <p>オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>条例第79条第2項 予防条例第75条第2項</p>
第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	<p>① 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例第77条第1項</p>
1 指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針	<p>② 自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例第77条第2項</p>
	<p>③ 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援すること目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例第77条第3項</p>

	<p>④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第77条第4項</p>
	<p>⑤ 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加できるよう適切な働きかけに努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第77条第5項</p>
<p>2 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針</p>	<p>① 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等条例第4条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。))の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第78条第1号</p>
	<p>② 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、①の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第78条第2号</p>
	<p>③ 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第78条第3号</p>
	<p>④ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第78条第4号</p>
	<p>⑤ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第78条第5号</p>

<p>⑥ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護 予防通所リハビリテーション事業者(第105条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合について、第113条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとしてみなすことができます。</p>	<p>予防条例第78条第6号</p>
<p>⑦ 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第78条第7号</p>
<p>⑧ 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第78条第8号</p>
<p>⑨ 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第78条第9号</p>
<p>⑩ 理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第78条第10号</p>
<p>⑪ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(モニタリング)を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第78条第11号</p>
<p>⑫ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第78条第12号</p>

	<p>⑬ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第78条第13号</p>
	<p>⑭ ①～⑬は、介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第78条第14号</p>
<p>第6 変更の届出等</p>	<p>① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項」とは、次の事項です。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の別</p> <p>オ 事業所の平面図</p> <p>カ 利用者の推定数</p> <p>キ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>ク 運営規程</p>	<p>法第75条第1項</p> <p>施行規則第131条第1項第4号</p>
	<p>② 当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 次に掲げる事項を届け出なければなりません。</p> <p>ア 廃止し、又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止し、又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現に指定居宅サービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間</p>	<p>法第75条第2項</p> <p>施行規則第131条第4項</p>
<p>第7 その他</p> <p>1 法令遵守等の業務管理体制の整備</p>	<p>① 要介護者（要支援者）の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者（要支援者）のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。この義務が確保されるよう、次の基準に従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数が20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること。</li> </ul> <p>イ 事業所・施設の数20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること。</li> <li>・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。</li> </ul> <p>ウ 事業所・施設の数100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること。</li> <li>・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。</li> </ul>	<p>法第115条の32第1項</p> <p>施行規則第140条の39</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</li> </ul> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	
	<p>② ①で定めた業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先</p> <p>(ア) さいたま市内のみにすべての指定事業所などが所在する事業者 さいたま市長</p> <p>(イ) 埼玉県のみすべての指定事業所等が所在する事業者で(ア)以外の事業者 埼玉県知事</p> <p>(ウ) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者</p> <p>i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 厚生労働大臣</p> <p>ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 主たる事務所の所在する都道府県知事</p> <p>イ 届出事項</p> <p>(ア) 事業者の名称</p> <p>(イ) 主たる事務所の所在地</p> <p>(ウ) 代表者の氏名・生年月日・住所・職名</p> <p>(エ) 法令遵守責任者の氏名・生年月日</p> <p>(オ) 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（事業所・施設の数20以上の場合）</p> <p>(カ) 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所・施設の数100以上の場合）</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法第115条の32 第2項 施行規則第140条の40第1項</p>
	<p>③ ②で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法第115条の32 第3項 施行規則第140条の40第2項</p>
	<p>④ ②で届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法第115条の32 第4項 施行規則第140条の40第3項</p>
2 介護サービス情報の報告及び公表	<p>① さいたま市長が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法第115条の35 第1項 施行令第37条の2 施行規則第140条の44～46</p>
	<p>② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法第115条の35 第2項 施行規則第140条の46</p>